

◇ 資 料 ◇

## 戦後70周年記念国際学術シンポジウム 「欧州連合司法裁判所の役割」

- 一 はじめに 出口雅久
- 二 ロルフ・シュトゥルナー  
国内法に対する EU 司法裁判所の裁判の影響力  
川中啓由（訳）

### 一 はじめに

本稿は、2015年5月22日に立命館大学法学部比較司法制度研究会主催・立命館大学法学部・立命館大学国際平和ミュージアム後援により立命館大学国際平和ミュージアムにおいて開催された戦後70周年国際学術シンポジウムでのフライブルク大学法学部ロルフ・シュトゥルナー教授（国際訴訟法学会理事・元ドイツ法系民事訴訟法担当者会議理事長<sup>1)</sup>）による基調講演の翻訳原稿である。本稿の立命館法学への掲載についてご快諾いただいたロルフ・シュトゥルナー教授に心より御礼申し上げる次第である。また、本基調講演を翻訳していただいた川中啓由氏（早稲田大学大学院講師・弁護士）にも心より御礼申し上げる。

シュトゥルナー教授は、2015年5月12日より5月23日まで立命館大学法学部客員教授として来日され、5月12日の本学法学教授会において宮井雅明法学部長の司会により“The Development of the Law Faculty of the University of Freiburg and the Internationalization of Law and Legal Education”<sup>2)</sup>というタイトルでフライブルク大学法学部長として推進されたハーバード大学ロースクールやニューヨーク大学ロースクールなどとの交換教授・交換留学生制度について詳細にご報告いただき、本学法学部のファカルティ・ディベロプメントに極めて重要な情報提供をして頂いた。翌日の5月13日には立命館大学法学部において、5月15日には早稲田大学法学部において、さらに5月18日には京都大学法学部において、それぞれ“Materielles

---

1) ロルフ・シュトゥルナー教授に関する経歴・業績については、Ritsumeikan Law Review No. 33, p. 71 参照。

2) Ritsumeikan Law Review No. 33 p. 79 以下参照。

Schadensersatzrecht und Schätzung im Prozess”というテーマで講演会を開催した<sup>3)</sup>。5月15日の夕方には、早稲田大学近くのレストランで日本フライブルク・アルムニ会が開催され、法学者、医学者、院生など20名程度が参加し、フライブルク大学留学者との旧交を温める機会を得られたことは極めて有意義であった。その間、シュトゥルナー教授は、日本の法曹界とも精力的に交流され、東京地裁・岡崎克彦判事のお取り計らいで係属中の事件の両当事者の合意を取り付けて弁論準備手続を傍聴され、日本の裁判官とドイツの裁判官の準備手続の進行の仕方について懇談する機会にも恵まれた<sup>4)</sup>。またその際に公務の合間を縫って同席された谷口園恵部長、館野俊彦判事補にも御礼申し上げる次第である。その後、シュトゥルナー教授は、松尾綜合法律事務所・小杉丈夫弁護士、谷口安平弁護士（京都大学名誉教授）、花見忠弁護士（上智大学名誉教授）も訪問され、日本の弁護士業務について意見交換をされた。なお、本基調講演は2015年5月14日に東京 Janssen Foreign Law Joint Enterprise においても30名程度の日独の実務家・研究者の参加を得て日法律家協会の主催で開催されていることを付言しておく。

さて、今回の国際学術シンポジウムは、戦後70周年という歴史的な転換期を迎えて、立命館大学法学部比較司法制度研究会・立命館大学国際研究推進プログラムが主催し、立命館大学法学部と立命館大学国際平和ミュージアムが後援し「欧州連合司法裁判所の役割」というテーマで開催されたものである。今回の国際学術シンポジウムを企画した経緯について若干ご説明したい。

戦後70年が経った現在でも、世界中で継続的に人権侵害が行われている。昨年、フランス・ベルギーで起きたテロ事件をはじめ、残念ながら世界中で悲劇が繰り返されている。さらに、シリアやウクライナ情勢は混迷を極めており、人権侵害は世界中の至る所で終わりを見ない。立命館大学は、平和と民主主義という教学理念の下に京都法政学校として創設され、多くの優秀な人材を世に輩出してきた。立命館大学は、かかる教学理念を達成するために1992年に立命館大学国際平和ミュージアムを創立し、日本および諸外国の平和および人権に関する教育・研究機関と協力して平和教育・研究を推進してきた。第二次世界大戦は、アジア諸国の多くの国々に筆舌に尽くしがたい惨禍をもたらした。戦後70周年を迎えるにあたって、我々日本人は今一度過去の歴史を直視し、反省しなければならないと考える。と同時に、日本は、戦後70年の間二度と戦争を繰り返さないことを誓いつつ、戦後一貫して戦争

3) 諸般の事情により、本稿の翻訳は金沢法学に近日中に公表される予定である。

4) 出口雅久「弁論準備手続における自白の取扱い」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』所収（2016年）308頁【付記】参照。

以外の手段で国際紛争を解決する不断の努力を行ってきた平和国家であることも忘れてはならない。

ところで、欧州においては、日本と同様に、第二次世界大戦中ヨーロッパ全体が戦場と化した。欧州連合の前身である欧州共同体は、第二次世界大戦の教訓から、独仏の和解を経て欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）を設立した。その際、欧州共同体をスタートさせるのと同時に、紛争解決手段として欧州司法裁判所を設立した。これが現在の欧州連合司法裁判所である<sup>5)</sup>。さらに、欧州評議会の設立と共に欧州人権裁判所<sup>6)</sup>も設立し、欧州における平和、民主主義、法の支配および人権を保障するための制度を改善する努力を行ってきた。言い換えれば、欧州連合司法裁判所や欧州人権裁判所を通して、欧州は、戦後直後から継続的に「司法による紛争予防および紛争解決」によって平和を構築することを実験的に継続して取り組んできたと言える。

以上のような理由から、戦後70周年を記念して我々は、欧州統合の偉大な歴史の実験を司法の側面から支えてきた、そして、その設立後も重要な紛争解決の役割を果たしている「欧州連合司法裁判所の役割」について焦点を当てて、今回の国際学術シンポジウムを企画した。立命館大学法学部客員教授として来日されたフライブルク大学法学部ロルフ・シュトゥルナー教授には、貴重な基調講演をお引き受けいただき心より感謝申し上げる次第である。最後に、日韓関係が必ずしもスムーズとは言い難い政治環境において、戦後70周年記念として本学で本国際学術シンポジウムを開催する趣旨に全面的にご賛同をいただき、ご多忙の中を韓国よりご参加いただいた金滉植元韓国国務総理閣下<sup>7)</sup>にこの場をお借りして衷心より厚く御礼申し上げます。また、欧州連合代表部からは着任したばかりの Viorel ISTICIOAIA-BUDURAN 欧州連合大使、ドイツ大使館からは Stefan Herzberg ドイツ公使のご両名からも極めて丁寧なご挨拶をいただいた。また、本学の代表としてご挨拶いただいた市川正人・本学副総長、宮井雅明・本学法学部長、コメンテーターとしてご参加いただいた Hans-Peter Marutschke 同志社大学法科大学院教授、松本博之・大阪市立大学法学部名誉教授、谷口安平・京都大学法学部名誉教授、薬師

---

5) 欧州連合司法裁判所については、庄司克宏「新 EU 法 基礎篇」（2013年）130頁以下、M. ヘルデーゲン著/中村匡志訳「EU 法」（2012年）147頁以下参照。

6) 欧州人権裁判所については、ルチュウス・ビルトハーバー著/出口雅久・西本健太郎共訳「様々な角度からみた欧州人権裁判所」立命館法学322号（2009年）222頁以下参照。

7) 金滉植元韓国国務総理については、出口雅久「戦後70周年記念特別講演会 現代韓国社会における民事訴訟法の役割」立命館法学365号（2016年）355頁参照。

寺公夫・本学法科大学院教授, 安江則子・本学政策科学部教授, 当日の通訳を担当していただいた幡新大実・大阪女学院大学教授, さらには, 国際学術シンポジウム事務局としてご支援いただいた法学アカデミー・衣笠リサーチオフィス・国際平和ミュージアムのスタッフの皆様方に心より御礼申し上げる次第である。なお, 本国際シンポは2015年度「研究の国際化推進プログラム」研究課題:『EU とアジアにおける紛争解決手続の比較研究のための学術研究ネットワークの構築』の研究成果の一部である。

2016年5月16日 京都

戦後70周年記念国際学術シンポジウム事務局長

立命館大学法学部教授

出口 雅 久